

東京藝術大学健康診断業務委託

仕様書

国立大学法人 東京藝術大学

令和元年10月

1. 業務の概要

本学が実施する健康診断（以下「健診」という）業務を委託する。

2. 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日

3. 実施場所

東京藝術大学上野校地 （東京都台東区上野公園 12-8）

東京藝術大学取手校地 （茨城県取手市小文間 5000）

東京藝術大学横浜校地 （神奈川県横浜市中区本町 4-44）

4. 委託内容

- 4-1. 別紙 1「委託健康診断」のとおりとする。
- 4-2. 各健診の委託内容細部については、各健診毎に委託者と詳細な打合せを行い確認すること。
- 4-3. 受託者は健診毎に責任者を定め、その者が当該健診の指揮を司ること。

5. 健診日時

- 5-1. 健診毎に期日、期間の要件があるので、具体的な日程及び実施時間については委託者と協議の上設定すること。
- 5-2. 受付時間は 9:00～16:00 の間で調整すること。

6. 健診会場

- 6-1. 健診会場は委託者が指定する会場を利用すること。
- 6-2. 各会場の利用条件に従い、委託者と協議の上、受託者が配置及び動線を立案し、健診開始前に余裕を持って設営を行うこと。また、各実施場所の設営にあたっては、十分なプライバシー確保につとめること
- 6-3. 委託者と協議の上、必要であれば上野校地、取手校地での設営及び機器・機材の搬入は、前日に行うことを妨げない。
- 6-4. 会場に関連して学外に届出等を提出する必要がある場合は受託者が行うこと。
- 6-5. 健診業務に必要な機器及び物品は受託者が用意すること。大学の門および主要建物からの誘導掲示についても受託者が用意すること。ただし別紙 3「委託者備品一覧」に記載された物品を使用することを妨げない。
- 6-6. 寒冷対策のための石油ストーブ、灯油は、委託者が用意する。
- 6-7. 下足を入れるためのビニール袋が必要になる場合は、受託者が用意すること。

6-8. 会場と保健管理センター及び学内施設の間で物品搬送の要があるときは受託者が行うこと。

6-9. 使用した会場は機器、物品等の撤去の後、使用前の状態に復すること。

7. 人員配置

7-1. 受託者は、健診業務の他に、受付業務及び誘導、帳票の配布・回収の業務を行うため適正数を配置すること。

7-2. 受託者は受付手続きから検査終了まで健診動線に渋滞が発生せず、設定健診時間内に業務が完了するよう、適正数を配置すること。原則として一人あたり学生 40 分以内、職員 50 分以内に終了させること。

8. 帳票類

8-1. 健診で使用する帳票類は事前に委託者と打ち合わせの上、受託者が用意すること。

8-2. 委託者は受託者が帳票準備のために必要な場合、健診毎の受診対象者データ（委託者指定のファイル形式及び項目）を提供する。

8-3. 受診票等を事前に受診者へ配布する場合、受診票等を封詰めした状態で、委託者が指定する期日までに納品すること。封筒の外面には、「健康診断受診票在中」等の文言を印字できること。印字する文言については委託者へ確認すること。また受診票等の他に、委託者が作成する文書を封入できることが望ましい。

9. 健診結果報告

9-1. 委託者への報告は、下記の期間内で提出するものとする。

学生に係るもの：健診日から 2 週間以内

（上野校地については健診最終日から 2 週間以内）

職員に係るもの：健診日から 3 週間以内

10. 特記事項

10-1. クレームやトラブルが発生した場合には、責任者が一次対応するものとし、状況に応じて委託者と協議すること。なお必ず事故報告書を提出すること。

10-2. 健診業務に伴い発生した医療廃棄物は受託者が適法に処分すること。

10-3. 過去に、都内の大学で健診を行った実績があること。

10-4. 健康診断の項目について内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。また、外部精度管理を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。

10-5. 計測値や検体検査の判定については、各種学会ガイドラインなど、健康診断が実施される時点での一般的水準に則っていること。

11. 完了報告

- 11-1. 責任者は各健診日の業務終了後、委託者に書面で報告するものとし、確認を受けるものとする。
- 11-2. 受託者は各健診が完了した後、完了報告書を作成のうえ委託者に提出するものとし、確認を受けるものとする。
- 11-3. 委託者は前記の検査により業務内容に瑕疵又は未履行があった場合、受託者に通知し改善或いは履行を請求するものとする。当該瑕疵等が改善不可能なものである場合には、当該部分に係る代金は支払わないことができるものとし、当該瑕疵等により委託者が損害を蒙った場合には損害賠償請求ができるものとする。医療事故が生じた場合は、事故報告書を提出し、適切に対処すること。

12. 契約方式

- 12-1. 契約期間は、令和2年4月1日～令和5年3月31日とし、各年度（令和2年度～4年度）に別紙2の検診人数を行うこととした3年間の総価契約とする。（項目別の単価契約ではない。）
- 12-2. 委託業務の支払いは、3年間の総価契約額を年度毎に分け、各年度二回（春季、秋季）に分けて行うものとする（契約書（案）別紙支払額内訳参照）。なお、別紙2の検診人数と実際の受診人数に差異が生じても精算行為はしない。

13. その他

- 13-1. 各健診の立案にあたっては委託者が作成する「学内向け通知文」を参照し、疑義がある場合には委託者に問い合わせること。
- 13-2. 同日に複数の健診を実施する場合（例：職員定期健康診断と特殊健康診断）や、年齢などにより健診項目の異なる受診者が混在する場合（例：心電図の対象者、非対象者）は、区別できる受診票を準備するなど円滑な健診実施に向けて受託者が対策を講じること。
- 13-3. 受託者は、当該健診の一週間前までに健診当日の現場責任者の氏名及び連絡先を委託者へ通知すること。
- 13-4. 受託者は個人情報保護に関する覚書を委託者と取り交わすこと。
- 13-5. 不測の事態に対応するため、受託者は適切な保険に加入すること。
- 13-6. 受託者は善良な管理者の注意義務をもって業務にあたり、委託者の建物・備品等を破損・汚損・紛失した場合には原状回復の責を負う。原状回復が不可能である場合には当該損害を賠償するものとする。

別紙 1 「委託健康診断」

I 委託する健康診断

本学における呼称		根拠法令等（※1）
学生定期健康診断		学校保健安全法、学校保健安全法施行規則に定められた第一学年および毎学年の健康診断に相当する
教職員定期健康診断		学校保健安全法施行規則 第三節（職員の健康診断） 労働安全衛生規則 第四十四条「定期健康診断」
特殊健康診断※2	じん肺健康診断	じん肺法 第 3 条、第 7 条～第 9 条の 2
	石綿健康診断	石綿障害予防規則 第 40 条
	有機溶剤健康診断	有機溶剤中毒予防規則 第 29 条
	鉛健康診断	鉛中毒予防規則 第 53 条
	電離放射線健康診断	電離放射線障害防止規則 第 56 条
	特定化学物質健康診断	特定化学物質等障害予防規則 第 39 条
	高気圧業務健康診断	高気圧作業安全衛生規則 第 38 条
	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛中毒予防規則 第 22 条
	歯科健康診断	労働安全衛生規則 第 48 条
	通達で示されている健康診断	基発第 308 号「特殊健康診断指導指針について」等
特定業務従事者健康診断 ※2		労働安全衛生規則 第四十五条「特定業務従事者の健康診断」
雇入時健康診断		労働安全衛生規則 第四十三条「雇入時の健康診断」
海外派遣労働者の健康診断※3		労働安全衛生規則 第四十五条の二「海外派遣労働者の健康診断」

※1 特に指定しない場合、法定の検査項目を実施するものとする。法令改正等に伴い実施すべき健康診断内容等に変更が生じる場合には、委託者と協議を行うこととする。

※2 過去に本学では特殊健康診断として電離放射線健康診断および特定化学物質等健康診断（水銀）有機溶剤健康診断、じん肺健康診断を実施しているが、必要に応じて他の特殊健康診断・特定業務従事者健康診断も実施するものとする。

※3 過去に本学では該当者はないが、必要に応じて実施する。

Ⅱ 実施検査項目一覧

◎…受診が必須の項目

○…年齢などにより受診対象者が異なる項目（詳細は P.3 「Ⅲ各健康診断項目」 参照）

実施項目 本学に おける呼称	身長・体重・BMI	腹囲	視力	聴力	血圧測定	血液	尿	心電図	胸部 X 線検査	問診票	医師診察	胃 X 線検査	便潜血	喀痰細胞診	腎機能・糖尿病検査	ABC 検査	前立腺がんマーカー	風しん抗体検査	その他オプション検査
学生定期健康診断	◎		◎	○	◎		○		○	◎	◎								
教職員定期健康診断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊健康診断 （対象物質ごとに必要な検査項目を実施すること）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎								
特定業務従事者健康診断	◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎	◎								
雇入時健康診断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○		
海外派遣労働者の健康診断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○						

※上記表にある実施項目については、年度ごとに実施項目を委託者と協議のうえ決定するため、変更の可能性はある。

Ⅲ 各健康診断項目

1. 身長・体重・BMI
 - ・ 計測機器は特に指定しない
2. 腹囲
 - ・ 特定健康診査のための計測方法に則ること
3. 視力
 - 3-1. 検査法
 - ・ 学生、職員とも視力測定を行う（学校保健安全法の ABCD 判定ではなく視力測定）
4. 聴力
 - 4-1. 検査法
 - ・ 年齢によらず全てオーディオメーターで法定の 4000Hz,1000Hz 聴力を検査する。
 - 4-2. 学生の受診対象者
 - ・ 令和 2 年度は学部 1・2 年および修士 1 年、博士 1 年生を対象とする。
令和 3 年度は学部 1・2・3 年および修士 1・2 年、博士 1・2 年生を対象とする。
令和 4 年度は学部、修士、博士学生を対象とする。
 - 4-3. 検査環境
 - ・ 検査に適した環境を設営のうえで検査実施すること。
受託者が聴力検査ボックスなどを持ち込んで使用することを妨げない。
5. 血圧測定
 - 5-1. 測定法
 - ・ 自動血圧計による測定または手動測定とし、看護師が実施すること。
 - ・ 異常な値が測定された場合は、再度測定を行うこと。
 - 5-2. その他
 - ・ 学生については血圧測定時に心拍数（脈拍数）をあわせて計測する。
6. 血液検査
 - 6-1. 項目
 - ・ 検査は特に指定のない限り、各法律に基づく項目について実施する。
 - 6-2. その他
 - ・ 採血は必要に応じ臥位でも実施できること。気分不快者の休養場所も準備すること。
7. 尿検査
 - 7-1. 項目
 - ・ 検査は特に指定のない限り、各法律に基づく項目について実施する。

- ・ 職員健康診断においては尿潜血検査を要しない。

7-2. 学生の受診対象者

- ・ 学部、修士、博士 1 年生を対象とする。

7-3. その他

- ・ 職員の尿は、当日の会場での採取とする。学生の尿は事前に本人が採取した検体容器の回収による検査とする。
- ・ 学生の尿に関しては受診日当日の検体容器の回収のほか、予備日を設けて回収する。

8. 心電図検査

8-1. 判定

- ・ 判定は受託者が行う
- ・ 再検精査すべき有所見者については、記録紙をすみやかに納品すること

9. 胸部 X 線検査

9-1. 胸部 X 線健診車

- ・ デジタル胸部 X 線健診車または間接胸部 X 線健診車（各健康診断では全日程を通じて同じ撮影法であること）で撮影すること。

9-2. 読影及び判定

- ・ 胸部 X 線写真の読影及び判定は受託者が行う。読影は 2 名以上の医師によって行われ、うち一人は十分な経験を有した医師（呼吸器または放射線の専門医）であること。
- ・ 胸部 X 線写真の所見については、診断名ではなく具体的な所見を記載すること
- ・ 精査・再検を要すると判定された者については、個別に画像のフィルムコピーまたはデジタル画像をすみやかに納品すること。

9-3. 学生の受診対象者

- ・ 新入生は受診必須とし、その他学年は希望制であるが原則として検査を勧めている。

9-4. その他

- ・ 法令などで結核の検査とされるものについては原則として胸部 X 線検査で検査を行うこと

10. 問診票

- ・ 受診者が記入した問診票に不備が無いか、当日中に確認を行うこと。
- ・ 学生定期健康診断では、原則として委託者が問診票の書式を用意するが、あわせて受託者側の問診票を使用することを妨げない。
- ・ その他の健康診断では受託者の用意する様式の使用を原則とするが、追加すべき問診項目などのある場合、双方で事前に協議すること。

11. 医師診察

- ・ 医師診察については受託者が人員に対して必要な人数の医師をそろえること。
- ・ 受診者に女性が含まれる健診日は、女性医師が望ましい。

12. 胃 X 線検査

12-1. 目的

- ・ 学校保健安全法施行規則第十三条の六（胃の疾病及び異常の有無）として行う。

12-2. 問診

- ・ 問診には、現在の病状・既往歴・家族歴を含むこと。

12-3. 受診対象者

- ・ 原則 40 歳以上（他に検査機会のあるものは除く）及び希望者。ただし、対象の条件は実施年度ごとにガイドライン等を確認すること。

12-4. 撮影条件、読影及び判定

- ・ 撮影の体位および方法は日本消化器がん検診学会の方式によること（間接撮影 10cm×10cm 相当で最低 8 枚以上）
- ・ 読影および判定は 2 名以上の医師によって行い、うち 1 人は十分に経験を有すること。

13. 便潜血（大腸がん検診）（法定外項目）

13-1. 検査方法

- ・ 2 回法とする

13-2. 受診対象者

- ・ 原則 40 歳以上および希望者

13-3. その他

- ・ 「大腸がん検診マニュアル」（2013 年 4 月 1 日、大腸がん検診精度管理委員会編集）に準拠して行うこと。マニュアルが改訂された場合は最新版に準拠すること。
- ・ 検体容器配布および受付の方法と期間については事前に打ち合わせること

14. 喀痰細胞診（肺がん検診）（法定外項目）

14-1. 問診

- ・ 喫煙歴を含むこと

14-2. 受診対象者

喫煙者のうち、特に 50 歳以上で[1 日の喫煙本数]×[喫煙年数]が 600 以上
(例 1 日 20 本×30 年間=600) の喫煙者

14-3. その他

- ・ 顕微鏡検査は十分経験のある医師および臨床検査技師が行うこと。

15. 腎機能・糖尿病検査

15-1. 検査項目

- ・ 腎機能検査 … 血清クレアチニン
- ・ 糖尿病検査 … HbA1c(NGSP)

15-2. 受診対象者

- ・ 法定の血液検査を実施するもののうち、希望者

15-3. その他

- ・ 腎機能検査については、eGFR(推定糸球体濾過量) の値が同時に報告されることが望ましい。
- ・ 委託者が実施を依頼した場合に、同日の採血で検査を実施すること。
- ・ 本検査に係る費用(検査費、手数料等)は全て受診者の個人負担とする。費用の徴収方法は実施前に委託者と打ち合わせること。
- ・ 結果は他検査項目と同様に納品すること。

16. ABC 検診 (法定外項目)

16-1. 検査項目

- ・ ペプシノゲン、ヘリコバクター・ピロリ抗体 igG

16-2. 受診対象者

- ・ 希望者

※ 下記に該当する者を除く。

- ・ 過去にピロリ菌の検査をしたことがある者
- ・ 過去に胃切除手術をしたことがある者
- ・ 胃酸を抑える薬を服用している者

16-3. その他

- ・ 委託者が実施を依頼した場合に、同日の採血で検査を実施すること。
- ・ 本検査に係る費用(検査費、手数料等)は全て受診者の個人負担とする。費用の徴収方法は実施前に委託者と打ち合わせること。
- ・ 結果は他検査項目と同様に納品すること。

17. 前立腺がんマーカー (法定外項目)

17-1. 検査項目

- ・ PSA

17-2. 受診対象者

- ・ 希望者 (男性)

17-3. その他

- ・ 委託者が実施を依頼した場合に、同日の採血で検査を実施すること。
- ・ 本検査に係る費用(検査費、手数料等)は全て受診者の個人負担とする。費用の徴収方法は実施前に委託者と打ち合わせること。
- ・ 結果は他検査項目と同様に納品すること。

18. 風しん抗体検査 (法定外項目)

18-1 検査項目

- ・ 抗体検査

18-2 受診対象者

- ・ 希望者

18-3 その他

- ・ 委託者が実施を依頼した場合、同日の採血で検査を実施すること
- ・ 本検査に係る費用（検査費、手数料等）は全て受診者の個人負担とする
費用の徴収方法は実施前に委託者と打ち合わせること。
但し、自治体が発行する「風疹抗体検査クーポン券」を使用できるものとする。
- ・ 結果は他検査項目と同様に納品すること。

19. その他オプション検査

- ・ その他オプション検査項目に関して、その実施にあたり受診方法等について委託者と打ち合わせのうえ実施すること。

IV. 各健康診断詳細

1. 学生定期健康診断

1-1. 実施地区：上野校地、取手校地、横浜校地

1-2. 実施時期：春季 — 上野：平成 31 年は 4 月 1、2、3、4 日（例年 4 月初旬の 4 日間）

※一部学生は「5. 雇入時健康診断」で受診する。

取手：平成 31 年は 4 月 9 日（例年 4 月初旬の 1 日間）

横浜：平成 31 年は 4 月 15 日（例年 4 月中旬の 1 日間）

秋季 — 上野：10 月中（令和元年は 10 月 24、25 日に実施）

※通常、「2. 職員定期健康診断」と同時開催

各年度の具体的な時期については、その都度業者と打ち合わせの上、決定する。

1-3. 二次受診案内

- ・ 胸部 X 線撮影以外の二次受診（再検・精査）対象者には当日に本学書式の受診案内を渡すこと
- ・ 二次受診対象と判断する条件については事前に委託者と打ち合わせること

1-4. その他

- ・ 各実施日に男女別時間帯を設ける（上野校地の男女比は、約男 1：女 2）。

2. 教職員定期健康診断

2-1. 実施地区：上野校地、取手校地、横浜校地

2-2. 実施時期：春季 — 取手：例年、「1. 学生定期健康診断」と同時開催

横浜：例年、「1. 学生定期健康診断」と同時開催

秋季 — 上野：10 月中（令和元年は 10 月 24、25 日に実施）

2-3. その他.

- ・ 該当年齢のものでは、特定健康診査を兼ねる。
- ・ 各実施日に男女別時間帯を設ける（上野校地の男女比は、約男 1：女 1）。

3. 特殊健康診断

3-1. 実施地区：上野校地

3-2. 実施時期：春季 — 上野：例年、「5. 雇入時健康診断」と同時開催

秋季 — 上野：例年、「2. 職員定期健康診断」と同時開催

3-3. 注意事項

- ・ 近年本学では特殊健康診断として電離放射線健康診断および特定化学物質等健康診断（水銀）を実施しているが、必要に応じて他の特殊健康診断実施するものとする。

3-4. その他

- ・ 学生および職員の受診対象者に行う。
- ・ じん肺管理区分 1 であっても、年に 1 回実施する。
- ・ 実施すべき該当者のあった場合、歯科検診も実施する。（過去に該当なし）

4. 特定業務従事者健康診断

4-1. 実施地区：上野校地

4-2. 実施時期：春季 — 上野：「5. 雇入時健康診断」と同時開催

秋季 — 上野：「2. 職員定期健康診断」と同時開催

4-3. 現在本学では特定業務従事者健康診断は実施していないが、今後必要が生じた場合は実施するものとする。

5. 雇入時健康診断

5-1. 実施校地：上野校地、取手校地、横浜校地

5-2. 実施時期：春季 — 上野：平成 31 年は 4 月 22 日（例年 4 月下旬の 1 日間）

取手：例年、「1. 学生定期健康診断」と同時開催

横浜：例年、「1. 学生定期健康診断」と同時開催

秋季 — 上野：例年、「2. 職員定期健康診断」と同時開催

5-3. 検査項目：法定項目および胃 X 検査

5-4. 注意事項

- ・ 本学では雇入時健康診断を受診した年度中の定期健康診断の受診を認めていない。

6. 海外派遣労働者の健康診断

6-1. 実施地区、時期：雇入時健康診断と同日で実施するので、「5. 雇入時健康診断」の項を参照

6-2. 検査項目

- ・ 労働安全衛生規則 45 条の 2 で医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目のうち、腹部超音波検査については、委託内容に含まない。

V. 結果の報告

1. 未実施検査

- ・ 検査対象でありながら実施しない場合は、検査未実施であることと各理由を委託者にすみやかに報告すること

2. X 線画像、心電図

- ・ X 線検査で精査・再検を要すると判定された者については、すみやかに個別の画像フィルムコピーまたはデジタル画像を納品すること
- ・ 心電図検査で精査・再検を要すると判定された者については、すみやかに個別の心電図記録を納品すること

3. 結果の報告

- ・ 履行期限内に少なくとも以下のものを納品すること。これらの報告様式については、各健康診断の実施前に両方で確認協議すること

3-1. 学生定期健康診断

- ① 2 次再診者(項目別)の学籍番号と氏名等の一覧(様式任意)。各健診当日に納品すること。
- ② 健康診断結果データ及び問診票の内容を含む電子ファイル。形式(CSV など)について

は事前に委託者と打ち合わせること

- ③ 結果を本学保管用の個人票（印刷物）、およびその内容を含む電子ファイル。個人票では、前回健康診断の結果を併記されることが望ましい。前回結果値は予め本学から電子ファイル（excel または CSV）で提供可能である。

3-2. その他の健康診断

- ① 健康診断結果データ及び問診票の内容を含む電子ファイル。形式（CSV など）については事前に委託者と打ち合わせること
- ② 健康診断結果通知票（様式任意）（受診者本人あてに封筒詰めしたもの）
- ③ 要観察、要精密、要治療者リスト（様式自由）
- ④ 健康診断個人票
個人票では、前回の健康診断の結果を併記されることが望ましい。前回結果値はあらかじめ本学から電子ファイル（excel または CSV）で提供可能である。
- ⑤ 健康診断結果報告書（労働基準監督署報告用）

別紙2 年間検診予定人数(項目別) 3ヶ年(2017年度～2019年度)平均。但し、秋季は、(2016年度～2018年度)の実績

No	項目	学生				職員								特殊健康診断				合計	
						定期			雇入時										
		春季			秋季	春季		秋季	春季			秋季	春季		秋季				
		上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	上野	電離放射線	水銀	電離放射線	水銀			
1	身長・体重・BMI	1,923	129	107	26	25	21	340	8	1	62	33	—	—	—	—	2,675		
2	腹囲	—	—	—	—	16	19	242	8	1	62	33	—	—	—	—	381		
3	視力	1,923	129	107	26	25	21	340	8	1	62	33	—	—	—	—	2,675		
4	聴力	—	—	—	—	25	21	337	8	1	62	33	—	—	—	—	487		
5	血圧測定	1,923	129	107	26	25	21	340	8	1	62	33	—	—	—	—	2,675		
6	血液	—	—	—	—	17	19	297	8	1	62	33	—	—	—	—	437		
7	尿	448	0	0	0	25	21	339	8	1	62	33	—	—	—	—	937		
8	心電図	—	—	—	—	17	19	252	8	1	62	33	—	—	—	—	392		
9	胸部X線検査	1,898	129	107	25	25	21	331	8	1	61	32	—	—	—	—	2,638		
10	問診票	1,923	129	107	26	25	21	340	8	1	62	33	—	—	—	—	2,675		
11	医師診察	1,923	129	107	26	25	21	340	8	1	62	33	—	—	—	—	2,675		
12	胃X線検査	—	—	—	—	5	7	74	0	0	12	3	—	—	—	—	101		
13	便潜血	—	—	—	—	3	8	45	0	0	7	1	—	—	—	—	64		
14	喀痰細胞診	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	0	—	—	—	—	20		
15	特殊健康診断(法定項目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53	5	8	6	61 11		

参考「実績(項目別)」

■平成31年度・令和元年

項目	学生				職員								特殊健康診断				合計	
					定期			雇入時										
	春季			秋季	春季			秋季	春季		秋季							
	上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	上野	電離放射線	水銀	電離放射線	水銀			
1 身長・体重・BMI	1911	133	115	—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	2,264		
2 腹囲				—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	105		
3 視力	1911	133	115	—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	2,264		
4 聴力				—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	105		
5 血圧測定	1911	133	115	—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	2,264		
6 血液				—	24	16	—	6	4	54	—	—	—	—	—	104		
7 尿	448			—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	553		
8 心電図				—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	105		
9 胸部X線検査	1864	133	114	—	23	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	2,215		
10 問診票	1911	133	115	—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	2,264		
11 医師診察	1911	133	115	—	24	16	—	7	4	54	—	—	—	—	—	2,264		
12 胃X線検査				—	4	5	—	1	1	12	—	—	—	—	—	23		
13 便潜血				—	2	8	—	0	1	6	—	—	—	—	—	17		
14 喀痰細胞診				—	2	5	—	0	1	5	—	—	—	—	—	13		
15 特殊健康診断(法定項目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	6	—	—	48 6		

■平成30年度

No	項目	学生				職員								特殊健康診断				合計	
						定期				雇入時									
		春季			秋季 上野	春季		秋季 上野	春季			秋季 上野	春季		秋季				
		上野	取手	横浜		取手	横浜		取手	横浜	上野		取手	横浜	上野	電離放射線	水銀		
1	身長・体重・BMI	1923	122	94	29	25	24	358	12	0	60	20	—	—	—	—	2,667		
2	腹囲					13	24	357	12	0	60	20	—	—	—	—	486		
3	視力	1923	122	94	29	25	24	358	12	0	60	20	—	—	—	—	2,667		
4	聴力					25	24	358	12	0	60	20	—	—	—	—	499		
5	血圧測定	1923	122	94	29	25	24	358	12	0	60	20	—	—	—	—	2,667		
6	血液					18	24	355	12	0	60	20	—	—	—	—	489		
7	尿					25	24	357	12	0	60	20	—	—	—	—	498		
8	心電図					16	24	356	12	0	60	20	—	—	—	—	488		
9	胸部X線検査	1913	122	94	29	25	23	351	12	0	60	20	—	—	—	—	2,649		
10	問診票	1923	122	94	29	25	24	358	12	0	60	20	—	—	—	—	2,667		
11	医師診察	1923	122	94	29	25	24	358	12	0	60	20	—	—	—	—	2,667		
12	胃X線検査					5	7	66	1	0	10	0	—	—	—	—	89		
13	便潜血					3	12	49	0	0	7	0	—	—	—	—	71		
14	喀痰細胞診					3	9	20	0	0	4	0	—	—	—	—	36		
15	特殊健康診断(法定項目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60	6	5	6	65 12		

■平成29年度

No	項目	学生				職員								特殊健康診断				合計	
						定期			雇入時										
		春季			秋季	春季		秋季	春季			秋季	春季		秋季				
		上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	上野	電離放射線	水銀	電離放射線	水銀			
1	身長・体重・BMI	1936	131	113	30	26	23	325	6	1	74	47	—	—	—	—	2,712		
2	腹囲					10	18	171	6	1	73	47	—	—	—	—	326		
3	視力	1936	131	113	30	26	23	324	6	1	74	47	—	—	—	—	2,711		
4	聴力					26	23	315	6	1	74	47	—	—	—	—	492		
5	血圧測定	1936	131	113	30	26	23	325	6	1	74	47	—	—	—	—	2,712		
6	血液					10	18	288	6	1	72	47	—	—	—	—	442		
7	尿					26	23	325	6	1	73	47	—	—	—	—	501		
8	心電図					10	18	169	6	1	73	47	—	—	—	—	324		
9	胸部X線検査	1919	131	113	26	27	23	314	6	1	70	44	—	—	—	—	2,674		
10	問診票	1936	131	113	30	27	23	325	6	1	74	47	—	—	—	—	2,713		
11	医師診察	1936	131	113	30	27	23	325	6	1	74	47	—	—	—	—	2,713		
12	胃X線検査					7	8	67	0	0	16	6	—	—	—	—	104		
13	便潜血					5	4	41	0	0	8	3	—	—	—	—	61		
14	喀痰細胞診					4	8	19	0	0	3	1	—	—	—	—	35		
15	特殊健康診断(法定項目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52	4	6	6	58 10		

■平成28年度

No	項目	学生				職員								特殊健康診断				合計	
						定期			雇入時										
		春季			秋季	春季		秋季	春季			秋季	春季		秋季				
		上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	取手	横浜	上野	上野	電離放射線	水銀	電離放射線	水銀			
1	身長・体重・BMI	—	—	—	19	—	—	339	—	—	—	0	—	—	—	—	358		
2	腹囲	—	—	—		—	—	198	—	—	—	0	—	—	—	—	198		
3	視力	—	—	—	19	—	—	340	—	—	—	0	—	—	—	—	359		
4	聴力	—	—	—		—	—	339	—	—	—	0	—	—	—	—	339		
5	血圧測定	—	—	—	19	—	—	339	—	—	—	0	—	—	—	—	358		
6	血液	—	—	—		—	—	249	—	—	—	0	—	—	—	—	249		
7	尿	—	—	—		—	—	335	—	—	—	0	—	—	—	—	335		
8	心電図	—	—	—		—	—	232	—	—	—	0	—	—	—	—	232		
9	胸部X線検査	—	—	—	19	—	—	328	—	—	—	0	—	—	—	—	347		
10	問診票	—	—	—	19	—	—	338	—	—	—	0	—	—	—	—	357		
11	医師診察	—	—	—	19	—	—	339	—	—	—	0	—	—	—	—	358		
12	胃X線検査	—	—	—		—	—	89	—	—	—	0	—	—	—	—	89		
13	便潜血	—	—	—		—	—	46	—	—	—	0	—	—	—	—	46		
14	喀痰細胞診	—	—	—		—	—	21	—	—	—	0	—	—	—	—	21		
15	特殊健康診断(法定項目)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	6	14 6		

別紙3「委託者所有備品一覧」

上野校地備品

物品名	台数	備考／サイズ・型番 等	保管場所
長机	15	180cm×45cm	体育館
パイプ椅子	60		体育館
石油ストーブ	8		音楽学部

取手校地備品

物品名	台数	備考／サイズ・型番 等	保管場所
二つ折り長テーブル	12		ボイラー室
パイプ椅子	30		取手館
テーブル付きパイプ椅子	2		取手館